

【1981年2月3日】農業者年金基金法一部改正案要綱

社会保障制度審議会

農業者年金基金法一部改正案要綱

第一 年金額の引上げ

- 一 経営移譲年金の額を保険料納付済期間一月につき二千六百円（六十五歳以後二百六十円）から三千五百七十五円（六十五歳以後三百五十八円）に引き上げること。
- 二 農業者老齢年金の額を保険料納付済期間一月につき六百五十円から八百九十五円に引き上げること。

第二 保険料の改定

- 一 昭和五十七年一月以後の月分の保険料の額は、次のとおりとすること。

	一般保険料	特定保険料
昭和57年1月から同年12月までの月分	5,100円	3,640円
昭和58年1月から同年12月までの月分	5,500円	3,920円
昭和59年1月から同年12月までの月分	5,900円	4,210円
昭和60年1月から同年12月までの月分	6,300円	4,500円
昭和61年以後の月分	6,700円	4,780円

- 二 昭和五十八年一月以後の月分の保険料の額については、年金給付の額の自動的改定措置が講ぜられたときは、物価指数の変動した比率を基準として改定されるものとすること。

第三 その他

- 一時金の額の引上げ等の措置を講ずること。